

# 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について **No.4**

先月の広報誌ではマイナンバー制度開始に伴う、通知カード・マイナンバーの概要についてお知らせしましたが、今月号では、マイナンバーの利用についてお知らせします。

## 1—マイナンバーっていつから誰がどんな場面で使うの？

- 時期 : 平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。
- 誰が : 国や地方公共団体などで利用します。
- 場面(例) :
- ・年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示
  - ・健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示
  - ・毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市町村にマイナンバーを提示
  - ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示
  - ・税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示



## 2—マイナンバーは、国や地方公共団体以外では取り扱わないの？

⇒民間企業でもマイナンバーを取り扱います。

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社等の金融機関でも、利金・配当金・保険金等の税務処理を行っています。平成28年1月以降は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となります。

そのため、企業や団体にお勤めの方や金融機関とお取引がある方は、勤務先や金融機関にご本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があります。

また、民間企業が外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をしなければいけません。そのため、こうした外部の方からもマイナンバーを提供してもらう必要があります。

従業員にマイナンバーが通知されて以降マイナンバーの取得は可能ですが、マイナンバーを記載した法定調書などを行政機関などに提出するときまでに取得すればよく、必ずしも平成28年1月のマイナンバーの利用開始に合わせて取得する必要はありません。例えば、給与所得の源泉徴収票であれば、平成28年1月の給与支払いから適用され、中途退職者を除き、平成29年1月末までに提出する源泉徴収票からマイナンバーを記載する必要があります。

マイナンバーについてのお問い合わせ先

全国共通ナビダイヤル **0570-20-0178**

営業時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）